

# 幼保連携型認定こども園 いちぶちどり保育園 運営規程

## 第1章 総 則

### (総 則)

第1条 社会福祉法人晋栄福祉会が設置経営する幼保連携型認定こども園いちぶちどり保育園(以下「認定こども園」という。)の運営管理については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この規程は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例「生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条約(平成26年12月26日条例第42号)」及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年厚生労働省告示第117号)等の関係法令に基づき、認定こども園において入園児が、明るく衛生的な環境で、愛情と正しい知識と技術をもって、心身ともに健やかに社会の一員として育成されるよう、適正な園運営が確保されることを目的として必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 職員及び職務内容

### (職 員)

第3条 認定こども園に次の各号に掲げる職員を置き、その定数は当該各号に定めるものとする。ただし、必要に応じて定員を超えた職員を置くことができる。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主幹保育教諭 1名
- (4) 保育教諭 定数以上
- (5) 調理員 2名以上(委託先:株式会社 南テスティバル)
- (6) 嘴託医 内科医師 1名  
歯科医師 1名  
薬剤師 1名

### (職務内容)

第4条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長

(利用者負担等)

第11条

- 1 利用者負担額は、生駒市保育費用の徴収に関する規則等をはじめ、入園児在住の市町村が当該市町村の定める基準により徴収する。(3歳児学級以上は無償である。)
- 2 第1項に定める利用者負担額のほか、運営基準政令第13条第3項の規定に基づき、給食費等に要する経費として、別に定める基準により計算した別紙の額を別途徴収することができる。なお、支払を受けるにあたっては、利用者に対して算定内容等を説明した上、文書による同意を得なければならない。
- 3 第1項に定める利用者負担額の他、運営基準政令第13条第4項に規定する経費として、実費相当分を別途徴収することができる。

(特別保育利用料)

第12条 特別保育に要する利用者負担額については各号のとおりとする。

(1) 延長保育

第10条に定める保育時間を超えて保育をした児童に係る利用料については別紙のとおりとする。

第4章 入園児に対する処遇

(学年及び学期)

第13条 本園の学年は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1号認定児は1年を次の3学期に分ける

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(保育時間)

第14条 平常2号認定・3号認定の保育時間は午前7時00分から午後6時00分までとし、

保護者に特別の事情がある場合には、午後7時30分まで保育時間を延長する。

1号認定の教育時間は午前9時00分から午後2時00分までとし、保護者に特別の事情がある場合には、午後4時30分まで預かり保育をする。

(休日)

第15条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝日
- (2) 12月30日から1月3日まで
- (3) 1号認定の休日は、次の休日を加える
  - ・土曜日
  - ・夏…7月21日～8月31日
  - 冬…12月25日～1月7日
  - 春…3月25日～4月7日

(方針)

第16条 入園児の保育に当たっては、児童福祉法の理念及び保育指針に基づき心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、入園児の国籍、身上、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第17条

職員は、入園児に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(給食)

第18条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 給食は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法については、栄養並びに入園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 献立は定期的に開催される給食会議での意見を反映させ作成しなければならない。

(健康管理)

第19条 入園児には、入園時の健康診断、少なくとも1年に2回の内科定期健康診断および年に少なくとも1回の歯科定期健康診断を実施し、記録しておかなければならない。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、食事を配膳する担当保育教諭にあっても、毎月検便を実施するものとする。

3 入園児の疾病・傷病等で急を要するときは、緊急に医療機関に搬送し、手当を受けさせるとともに、その旨を保護者及び内容に応じ市区町村長に速やかに報告しなければならない。

(入園児の生活)

第20条 認定こども園の構造設備は、採光、換気等入所児の保健衛生を考慮し、危険防止に十分な処置を講じなければならない。

2 入園児の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保たなければならない。

(1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒すること。

(2) 食器等は、使用後よく洗い、十分に消毒すること。

(保護者との連絡)

第21条 園長は、入園児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第22条 園長は、常に地域との交流に努め、認定こども園に対する理解と協力を得ることにより、入園児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(子育て支援)

第23条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園だよりなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

## 第5章 非常災害対策

(防災対策)

第24条 園長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入園児の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練については少なくとも毎月1回行うものとする。

3 園長は、非常災害に備えて、次の対策を講じなければならない。

(1) 次に掲げる防災設備について、常に使用できるように整備しておくこと。

- ア 消火器、防火用水等の消火設備
  - イ 非常口等の避難設備
  - ウ 火災報知器等の警報設備
- (2) 防災設備、火気取扱場所等の点検を定期的に実施すること。
- ア 防災設備
  - イ 火気取扱場所及びその隣接場所
- (3) 非常災害に対処するための組織及び活動体制を整えること。

(非常災害・緊急時等の対応)

第25条 非常災害発生時・緊急時は、児童の安全確保を第一とし、別に定める「消防計画」「非常災害時対応計画」、「緊急時対応計画」（「以下対応計画等」という。）に基づき、各職員があらかじめ定められた職責に応じて適切に対応するものとする。なお、発生時等に上位の職にあるものが不在の場合、各職員の判断により行動できるものとする。

- 2 園長は、前項に定める「対応計画等」を最新のものとなるよう、必要に応じて見直さなければならない。また、園長は、非常災害時等に円滑な対応が可能となるよう、職員に対して適切な訓練・研修を行うものとする。
- 3 職員は、常に最新の「対応計画等」の内容を確認し、必要な対応が行えるようにしなければならない。
- 4 その他詳細は別に園で定める消防計画および非常災害時の規程に基づき行動するようにしなければならない。

## 第6章 雜 則

(その他の事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、認定こども園の管理に必要な事項は、園長がその都度定めるほか法人内で開催する法人委員会の意見を聞き、定めることとする。

(改 正)

第27条 この規程を改正するときは、社会福祉法人晋栄福祉会 経営会議の議決を経るものとする。

## 付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年4月1日 施行分（別紙）

（利用者負担等）

### 第 8 条 2

0～2歳児	リネン代金	月額 1,300円
3～4歳児	リネン代金（2号認定）	月額 1,300円
3～5歳児	給食費（2号認定）	月額 6,500円
	給食費（1号認定）	月額 5,500円
	行事費・アルバム費	月額 1,000円

（特別保育利用料）

### 第 9 条（1）

月額利用料（但し延長保育申請を申し込み済みの児童）

18時以降延長児童 月額 3,300円

延長保育申請を申込みしていない児童

延長保育の時間帯 10分毎 100円

閉園時間を過ぎての超過 30分毎 500円